

## 適合性判定の手数料額（令和8年4月1日以降）

### 1. 当初計画の適合性判定【法第11条第1項、法第12条第2項】

#### (1) 非住宅建築物

①標準入力法等の基準の時

床面積 <sup>※1</sup> の区分	用途	
	非住宅（工場等 <sup>※2</sup> を除く）	工場等
300 m <sup>2</sup> 未満	241,000 円	23,000 円
300 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	297,000 円	32,100 円
1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	384,000 円	44,600 円
2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	548,000 円	106,000 円
5,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	675,000 円	157,000 円
10,000 m <sup>2</sup> 以上 25,000 m <sup>2</sup> 未満	786,000 円	191,000 円
25,000 m <sup>2</sup> 以上	897,000 円	236,000 円

②モデル建物法基準の時

床面積の区分	用途	
	非住宅（工場等を除く）	工場等
300 m <sup>2</sup> 未満	92,100 円	19,000 円
300 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	115,000 円	27,500 円
1,000 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	152,000 円	39,100 円
2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	246,000 円	99,100 円
5,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	321,000 円	149,000 円
10,000 m <sup>2</sup> 以上 25,000 m <sup>2</sup> 未満	381,000 円	182,000 円
25,000 m <sup>2</sup> 以上	447,000 円	227,000 円

※1 床面積：建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）第3条に規定する床面積をいう。

[政令第3条]

法第10条第1項の政令で定める規模は、建築物の建築に係る部分の床面積（内部に間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）を有しない階又はその一部であって常時外気に開放された開口部を有するもののうち、当該開口部の面積の合計の割合が当該階又はその一部の床面積の1/20以上であるものの床面積を除く。）の合計が10 m<sup>2</sup>であることとする。

※2 工場等とは以下のものをいう。

- ・工場
- ・倉庫
- ・データセンター
- ・卸売市場
- ・火葬場又は畜場、汚物処理場、ごみ焼却場などの処理施設
- ・水産物の増殖場若しくは養殖場
- ・その他これらに類する用途

(2) 住宅

①標準計算基準の時

用途	床面積区分	
戸建て	200 m <sup>2</sup> 未満	36,100 円
	200 m <sup>2</sup> 以上	39,800 円
共同住宅等	300 m <sup>2</sup> 未満	71,900 円
	300 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	120,000 円
	2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	204,000 円
	5,000 m <sup>2</sup> 以上	288,000 円

②仕様基準の時

用途	床面積区分	
戸建て	200 m <sup>2</sup> 未満	18,000 円
	200 m <sup>2</sup> 以上	19,000 円
共同住宅等	300 m <sup>2</sup> 未満	34,200 円
	300 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	59,300 円
	2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	102,000 円
	5,000 m <sup>2</sup> 以上	160,000 円

③仕様・計算併用法基準の時

用途	床面積区分	
戸建て	200 m <sup>2</sup> 未満	26,900 円
	200 m <sup>2</sup> 以上	28,000 円
共同住宅等	300 m <sup>2</sup> 未満	53,000 円
	300 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	89,300 円
	2,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	155,000 円
	5,000 m <sup>2</sup> 以上	224,000 円

## 2. 変更計画の適合性判定申請 【法第11条第2項、法第12条第3項】

### (1) 戸建て

#### ①標準計算基準の時

用途	床面積区分	
戸建て	200 m <sup>2</sup> 未満	18,000 円
	200 m <sup>2</sup> 以上	19,000 円

#### ②仕様基準の時

用途	床面積区分	
戸建て	200 m <sup>2</sup> 未満	9,000 円
	200 m <sup>2</sup> 以上	10,000 円

#### ③仕様・計算併用法基準の時

用途	床面積区分	
戸建て	200 m <sup>2</sup> 未満	13,000 円
	200 m <sup>2</sup> 以上	14,000 円

### (2) 戸建て以外

変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計を手数料算定床面積とし、1.の区分より手数料を算定する。

例) 基準がモデル建物法基準。用途が事務所。

変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。

）が1,000 m<sup>2</sup>で、床面積の増加に係る部分が500 m<sup>2</sup>の時。

（算定式） $1000/2+500=1000\text{ m}^2$  よって、手数料は152,000円となる。

## 3. 軽微変更該当証明申請 【要綱第5条第3項】

2. と同様とする。

## 4. 複数用途建築物における手数料の額

工場等用途の床面積により算定した手数料と、工場等を除く非住宅用途の床面積により算定した手数料を合算した手数料を複数用途建築物における手数料とする。ただし、工場等用途の床面積及び工場等用途を除く非住宅用途の床面積の合計により算定した手数料を上限とする。

例) 基準がモデル建物法基準。4,000 m<sup>2</sup>の複数用途建築物（工場等用途が2,000 m<sup>2</sup>、事務所用途が2,000 m<sup>2</sup>）の時。

① それぞれの用途ごとに手数料を算定し、合算する。

工場等用途に係る手数料→99,100円

事務所用途に係る手数料→246,000円

計 99,100円 + 246,000円 = 345,100円

② 全体の床面積（工場等用途の床面積と工場等用途を除く非住宅用途の床面積の合計）により手数料を算定する。全体の床面積に係る手数料→246,000円

③ ①と②を比較し、小さい方を採用する。

よって、手数料は246,000円となる。